

『法律相談』を受けられる方へ

【注意事項】

- (1) 相談時間は厳守してください。必ず相談時間までに社会福祉協議会事務局窓口にて受付を済ませてください。

※時間延長や再度の相談には応じられませんのでご了承ください。
- (2) 相談時間は1人1回 30分です。

※相談日の2週間以内の日時変更は受付できません。
- (3) 相談日の1週間前までに申込書を窓口までご提出ください。
- (4) 予約日時の変更または予約の取消を希望する場合は、相談日の2週間前までに必ず窓口までご連絡ください。

※相談日の2週間以内の日時変更は受付できません。
- (5) この法律相談を受けてから1年間は再度利用することができませんのでご了承ください。相談日の2週間以内のキャンセルも同様とします。

お問合せ先

長浜市社会福祉協議会 地域福祉部

相談支援課

TEL 0749-62-1804